

横浜市公園公民連携推進委員会運営要綱

制定 平成30年 3月19日 環創管第1121号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市公園条例（昭和33年3月31日横浜市条例第11号。以下「条例」という。）第34条に基づき、同条に規定する事項を適正に実施するため、横浜市公園公民連携推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（担当事務）

第2条 委員会は、条例第34条第1項に規定する次の事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

- (1) 公園における公民連携に関する基本方針
- (2) 公募設置等指針に示す評価基準
 - ア 事業の実施方針
 - イ 事業実施体制
 - ウ 施設の設置計画
 - エ 施設の管理運営計画
 - オ 事業計画
 - カ 価格提案
 - キ その他必要と認められる事項
- (3) 設置等予定者の選定及び次点候補者（設置等予定者を設置等管理者として許可できない事情がある場合において、当該許可できない予定者に代わって設置等予定者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定
- (4) その他市長が必要と認める事項

（報告）

第3条 委員会は、設置等予定者の選定（次点候補者の決定を含む。）を行ったときは、当該結果を速やかに市長に報告するものとする。

（委員）

第4条 条例第34条第2項に定める委員は、次に掲げる分野から市長が任命する。なお、

学識経験者 2 人以上を含むこととする。

- (1) 造園分野
- (2) 都市計画・まちづくり分野
- (3) 経営・財務分野
- (4) その他市長が必要と認める分野

2 委員に、委員としてふさわしくない非行事由があったと市長が認める場合は、市長はその職を解くものとする。

3 委員の氏名及び役職等は公募の要項等に記載する。

4 委員の代理は、認めないものとする。

(臨時委員又は専門委員)

第 5 条 条例第 34 条第 3 項に定める臨時委員又は専門委員は、市長が任命する。

2 臨時委員又は専門委員は、当該特別又は専門の事項の調査審議が終了したときは解任されるものとする。

(委員の責務)

第 6 条 委員は、条例第 34 条第 1 項に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、条例第 34 条第 1 項第 2 号の応募団体及び応募することが見込まれる団体の関係者と、選定に関して接触してはならない。

3 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も洩らしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。

4 前項の規定は、委員会に出席した者（委員及び会議が公開されている場合における傍聴者を除く。）について準用する。

(委員の除斥)

第 7 条 委員及び臨時委員又は専門委員は、自己又は自己と密接な関係のあるものに直接利害関係を有する事項を審議する場合は、その審議に加わることができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(委員の任期)

第 8 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、これを 1 年とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第9条 委員会には委員の互選により定めた委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、委員の任期が満了した後、第9条第1項の規定により委員長を定めるまでの間は、市長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第11条 委員会は、必要と認める場合には、作業部会を置くことができる。

(会議の公開)

第12条 委員会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に基づき、公開するものとする。ただし、同条ただし書に該当する場合は、この限りでない。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、環境創造局公園緑地管理課において行う。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員

会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年3月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に開催する委員会は、第10条第1項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

環創管理第 189 号

平成 30 年 6 月 12 日

横浜市公園公民連携推進委員会委員長

横浜市環境創造局長

横浜市公園公民連携推進委員会における審議について（依頼）

1 審議事項

公園における公民連携に関する基本方針について

2 審議回数

4 回程度

3 その他

今後、公募設置管理制度に関する審議の必要が生じた場合は、別途依頼します。

「公園における公民連携に関する基本方針（仮称）」の策定に当たって

1 横浜市を取り巻く現状と課題

(1) 社会情勢の変化

① 人口減少社会の到来、超高齢社会の進展

横浜市では、既に進行している生産年齢人口減少や、2019年（平成31年）をピークとする人口減少に加え、2016年（平成28年）には、死亡数が出生数を上回り、戦後初めて自然増減が減少に転じている。

65歳以上人口が100万人に、75歳以上人口が60万人に、それぞれ迫ると見込まれる2025年（平成37年）が間近となっている。

② 都市間競争の加速

横浜市から東京都区部への転出だけでなく、川崎市、相模原市、県央地区、湘南地区に対して、転出超過の状態が続いている。

横浜の活力をより一層向上させるために、人口の社会増の維持や、観光などにより交流人口を拡大することが欠かせない。常に新たなチャレンジと発信を行うことで、横浜のブランド力を高めることが必要。

③ 花と緑にあふれるまちづくり

これまでの「横浜みどりアップ計画」の取組や600万人が来場した全国都市緑化よこはまフェアの成果などにより、市民の花や緑に親しむ機運が一層高まっている。未来に花と緑を引き継ぐ、豊かな環境づくりを進める時期を迎えている。

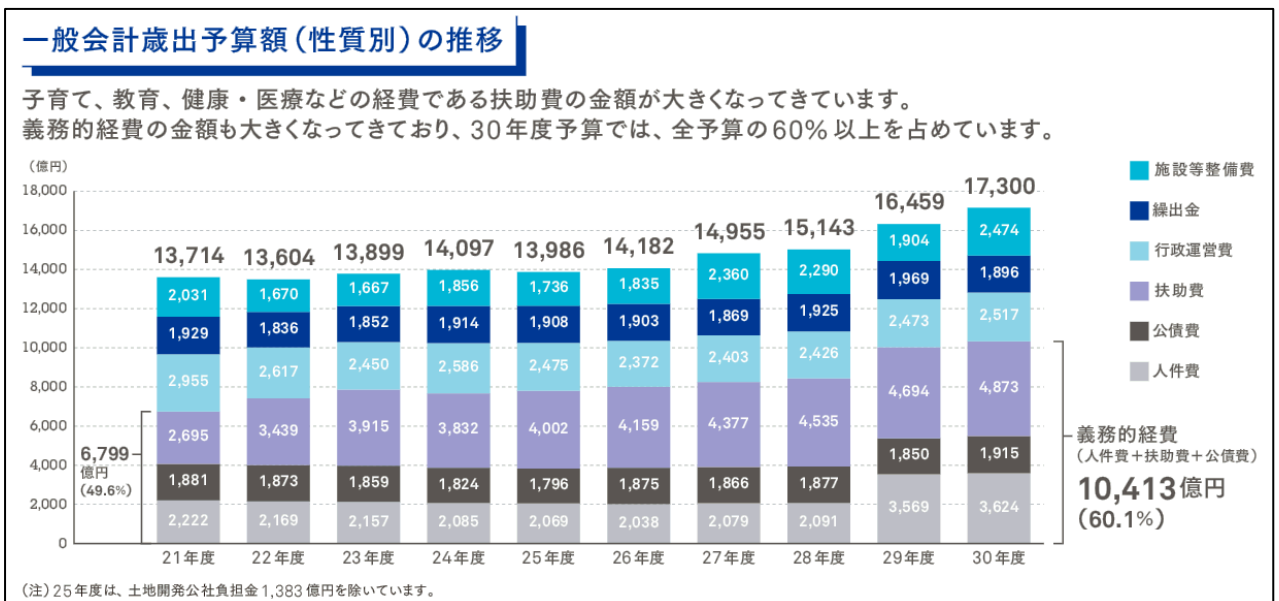
④ 郊外部の活性化

郊外部の住宅地では、大規模団地等の集合住宅の老朽化や空家の増加、少子高齢化の急速な進展などが見られ、市民の生活利便性、活力の維持・向上に取り組んでいくことが重要。

（「横浜市中期4か年計画2018～2021（素案）」から抜粋・要約）

(2) 財政状況の硬直化

本市予算における義務的経費（人件費＋扶助費＋公債費）の割合は年々増大し、施設等整備費及び行政運営費（公園の維持管理費もこの分類）は減少。



（出典：平成30年度「ハマの台所事情」）

2 公園の現状

横浜市には、2,700 か所近くの公園があるが、充足している状況とは言えず、現在も整備を進めている。また、設置から30年以上経過した公園が6割を超え、良好な維持管理の推進や機能維持等のための再整備が順次必要な状況となっている。

一方、厳しい財政状況等のなか、整備費や維持管理費は財源確保が難しい状況にあり、公園愛護会の支援強化や指定管理者制度等の活用による管理運営も進めているが、多様化するニーズ等に対応した一層の利用者満足度向上には新たな取組が必要となっている。

(1) 設置状況

① 市立公園件数

合計 2,675 か所 (平成 30 年 3 月 31 日時点)

公園種別	街区公園	近隣公園	地区公園
設置件数	2,306	196	45
公園種別	運動公園	総合公園	広域公園
設置件数	6	15	4
公園種別	特殊公園	都市緑地	緑道ほか
設置件数	20	55	28

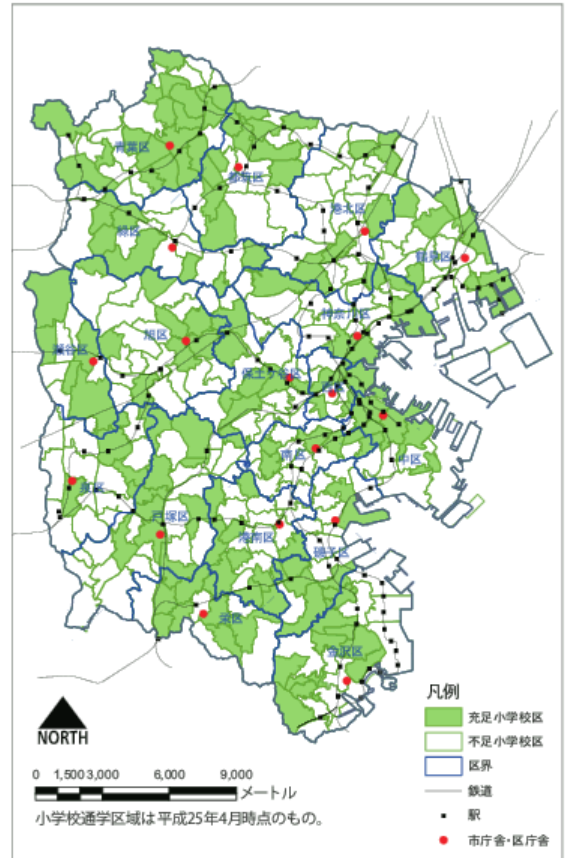
② 一人当たり公園面積 (平成 29 年 3 月 31 日時点)

	面積 (㎡)	順位 (21 都市中)
横浜市	4.9	16 位
政令指定都市平均	6.7	

(出典：国土交通省「都市公園データベース」)

③ 街区公園・近隣公園の整備状況

小学校区当たり街区公園 2 か所、近隣公園 1 か所を整備する充足目標が一部で未達成。



街区公園・近隣公園の整備状況

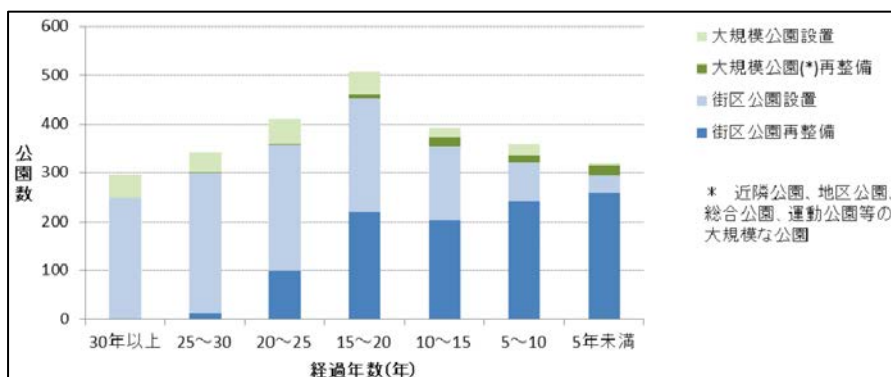
(出典：「横浜市水と緑の基本計画」)

(2) 施設の老朽化

S46～H2 の設置が半数以上を占め、設置後 30 年以上経過による老朽化が進行。

設置時期	～S25	S26～35	S36～45	S46～55	S56～H2	H3～12	H13～25
割合	1%	3%	7%	27%	28%	23%	11%

設置又は再整備後の経過年数も、640 公園 (約 24%) が 25 年以上経過。



(出典：ともに「横浜市公共施設管理基本方針」。平成 26 年 3 月時点)

(3) 当初予算額の推移

(単位：百万円)

年度	H21	H22	H23	H24	H25
公園整備事業	17,924	16,112	15,307	13,894	13,259
公園維持管理事業等	5,548	5,579	5,562	5,636	5,712

年度	H26	H27	H28	H29	H30
公園整備事業	12,252	13,842	12,560	13,030	15,950
公園維持管理事業等	6,152	6,371	6,229	5,990	5,819

(4) 横浜の公園の歩み

横浜の都市としての歩みは、江戸時代末期の開港（1859年）から始まる。貿易が盛んになると、土地不足による居住環境の悪化に対し、外国人側から改善要求が高まり、山手に外国人用の公園を造営することとなった。こうして1870年（明治3年）に造られた山手公園は、初の西洋式公園として日本公園史の原点となった。また、外国人と日本人双方が用いる公園として彼我公園（現 横浜公園）が1876年（明治9年）に開園した。

1923年（大正12年）、関東大震災が横浜を襲い、その震災瓦礫を埋め立てた上に造られたのが、日本初の臨海公園である山下公園である。震災からの復興は、計画的なまちづくりのきっかけとなり、その後多くの公園が誕生することになった。

日本が戦争への道を行っていた1941年（昭和16年）、空襲被害が出た場合の避難場所等に使用する「防空緑地」として、15公園を整備した。1945年（昭和20年）に戦争が終結すると、横浜には連合軍が進駐し、市街地が接収され、山下公園や横浜公園なども例外ではなかった。その後、接収解除は1949年（昭和24年）から始まり、返還地での公園整備が進んだ。

戦争からの復興に続き、高度経済成長期に入ると、横浜は東京のベッドタウンとして急速な宅地開発と人口増加が進んだが、市の公共施設や学校等の整備は追いついていなかった。また、当時は「交通戦争」と呼ばれるほど交通事故が深刻化・社会問題化しており、子供が安全に遊べる場所の確保が強く求められていた。そこで、1968年（昭和43年）に「横浜市宅地開発要綱」を独自に定め、必要な公共・公益的施設整備を開発事業者に求めた。この取組により多くの児童公園が誕生した。要綱による指導内容は、2004年（平成16年）に条例化され、現在もその仕組みは受け継がれている。

横浜の公園史が始まってから150年の現在、市内の米軍接収地の中でも大規模であった3か所（旧小柴貯油施設：約53ha、旧深谷通信所：約77ha、旧上瀬谷通信施設：約242ha）の返還が相次いで実現し、公園整備も含め、魅力あるオープンスペースとして活用が図られる予定。

（「公園とみどり 横浜の150年」から抜粋・要約）

(5) 横浜の公園の特徴

① 横浜らしい景観を創る、残す

海や港のイメージが強い横浜だが、かつては港湾施設や工業用地で占められ、市民が実際に水辺を感じられるのは山下公園ぐらいであった。その後、1965年（昭和40年）に「六大事業」がスタートし、港湾機能移転（現みなとみらい21地区の造船所や棧橋、倉庫などの移転）に伴い、海岸沿いにプロムナードや緑地の整備が進み、いまでは横浜を代表する観光地となっている。

また、山手地区では、3公園に7つの西洋館が保存され、横浜の歴史的建造物は公園の中で保全されており、活用とセットで考えられているのも特徴。

もうひとつの「横浜らしい」景観が、内陸部の谷戸であり、これは横浜の郊外の本風景である。郊外部の開発により失われつつあった谷戸景観を守る取組として、舞岡公園や新治里山公園が設置されている。

② 市民が支える

市民と行政がともに取り組む「市民協働」の概念は、現在では広く受け入れられているが、横浜市では以前から先駆的な取組がなされてきた。中でも、地域住民で結成される「公園愛護会」は、身近な公園の管理、活用について中心的な役割を担うボランティア団体である。活動内容は、清掃や草刈り、花壇や低木の手入れといった美化活動、利用マナーの啓発のほか、イベントを行ったりする会もあり、活動を通じて参加者同士の交流にも役立っている。

1961年（昭和36年）の制度開始以来、市内の約9割の公園で結成され、この結成率は全国的に見ても高く、市民の暮らしに公園が息づいている横浜の特色のひとつ。

③ 先進的な民間活力の導入

近年、公園に限らず「民間活力の導入」として民間事業者の柔軟な発想や資金を活用し、より魅力ある空間を創っていかこうとする動きが盛ん。また、法制度の改正等により、従来は整備が難しかった条件でも公園が整備できるようになった。こうした新しい手法や制度を積極的に用いることで、公園の魅力を高めるだけでなく、まちの課題の解決にも繋げてきた。

2005年（平成17年）、ネーミングライツを公園としていち早く導入したのが新横浜公園内にある日産スタジアム（横浜国際総合競技場）。日本最大規模を誇るこの競技場は、管理運営に多くの費用が必要なことからその検討が始まった。その後、ネーミングライツを「横浜市、スポンサー、市民それぞれにとってメリットになり、地域活性化につながるような取組」として進めており、4公園で実施中。

2007年（平成19年）に山下公園レストハウスは、設置管理許可制度を活用し、株式会社ローソンによるコンビニエンスストアの出店とともに、事業者提案により休憩スペース等を付加し、魅力ある空間を形成。民間事業者が収益を上げつつ、公園の魅力向上や行政の維持コストの低減につなげる取組は、その後の全国的な取組のモデルとなった。

2009年（平成21年）に整備されたアメリカ山公園は、日本初の立体都市公園制度を活用。高低差の大きい2地区のアクセス改善のため、斜面下側にある2階建の駅舎建物に3・4階部分を増築し、建物上部と増築部分を公園区域とした。増築部分には便益施設を設け、公園を運営する管理運営事業者がテナントを誘致している。

（「公園とみどり 横浜の150年」から抜粋・要約）

3 基本方針策定に当たって踏まえる本市の関連計画

(1) 横浜市水と緑の基本計画（平成 18 年 12 月策定、平成 28 年 6 月改定）

水と緑に関する基本理念と将来像を定め、それを実現するための推進計画や推進施策をまとめた計画で、都市緑地法に規定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」に位置づけられている。計画の目標年次は 2025 年。

公園の維持管理・経営にかかる推進施策は次のとおり。

・第 5 章 推進施策（抜粋）

主な施策	
公園の特性に応じた公園運営	都心部の観光公園など市内の主要な公園について、個々の公園の特性に応じたパークマネジメントプランを作成し、これに基づく公園経営を行います。
市民の参画・協働による管理運営	身近な公園で日頃の維持管理を担う公園愛護会や管理運営委員会の主体的かつ自発的活動を促すため、活動のコーディネートや、愛護会や活動団体のネットワークづくりを行います。
指定管理者制度や規制緩和による公園の価値向上	指定管理者の積極的な自主事業の実施や、地域住民が活用しやすい柔軟な管理運営により公園の魅力向上を図ります。
公園の評価	公園利用者の満足度を高め、市民生活の豊かさに資するため、パークマネジメントプランの実施による効果や、指定管理者による取組の成果を評価する仕組みを検討します。

(2) 横浜市公共施設管理基本方針（平成 27 年 3 月）

平成 25 年 11 月に国から示された「インフラ長寿命化基本計画」において、国や地方公共団体が策定されることとされた「行動計画」や、平成 26 年 4 月に総務大臣より策定要請された「公共施設等総合管理計画」といった要請に応えるものとして策定。

基本方針中の支援方針①で「従来の発想にとらわれない公民連携をさらに推進します」と掲げている。

【支援方針①】従来の発想にとらわれない公民連携をさらに推進します

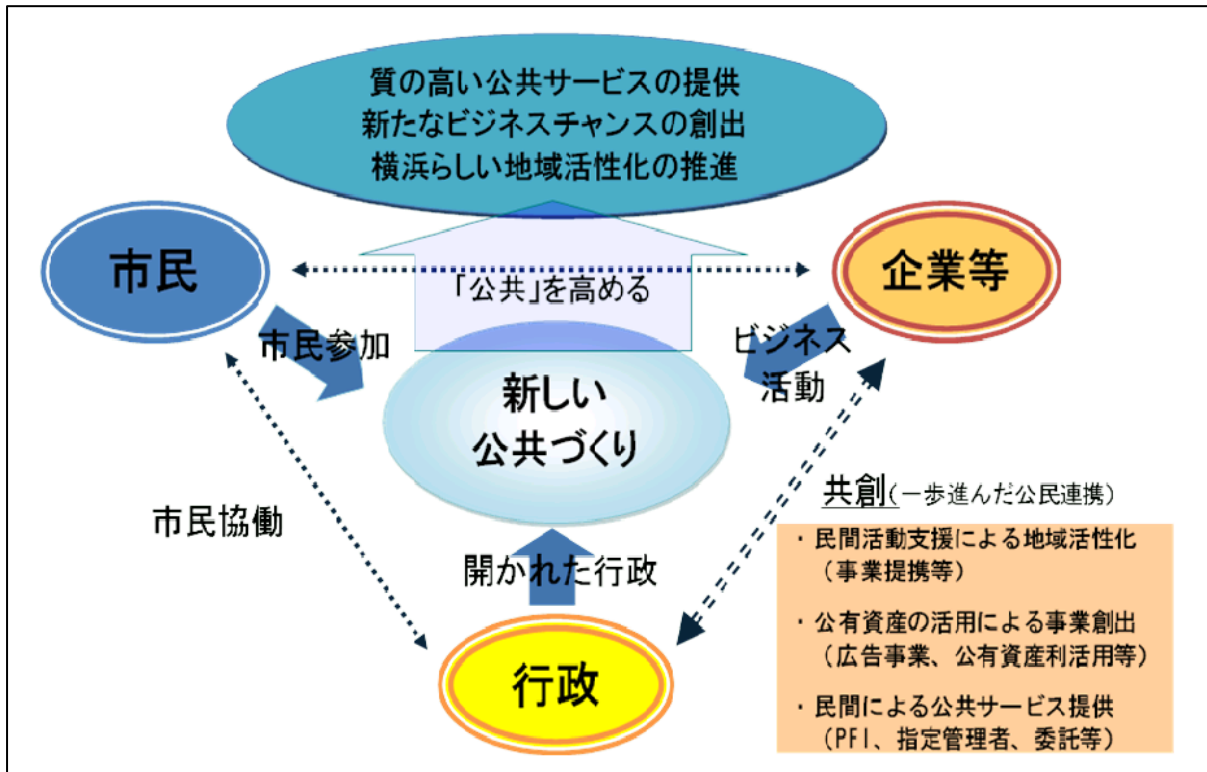
厳しい財政状況が続く中、安全で強靱な都市づくりや、必要な機能の持続的な提供は、本市単独で進めていくことは難しく、また、これまで導入してきた公民連携の手法についても、より一層の工夫が必要です。

そのため、新たな手法などの導入も含め、企業や団体等の民間の皆様と行政がともに取り組む、公民連携をこれまで以上に推進します。

(3) 共創推進の指針（平成 21 年 3 月）

既存の公民連携手法のみならず、今後開発していく新たな手法も含め、すべての公民連携手法に通じる考え方を整理した「公民連携推進の基礎となる指針」。

共創の取組により、行政と民間の対話を通じて民間の持てるアイデアと力を存分に発揮し、それぞれが持つ資源やノウハウを活用することで、共に新しい公共づくりを目指していくことを掲げている。



第 1 章 共創の基本的な考え方 2 共創の目的

※この指針で定義する「共創」とは次のとおり

「共創」とは

共創とは、『社会的課題の解決を目指し、民間事業者と行政の対話により連携を進め、相互の知恵とノウハウを結集して新たな価値を創出すること』をいいます。

(4) 横浜市中期4か年計画2018~2021(素案)

2030年を展望した中長期的な戦略と、計画期間の4年間の38の政策・行財政運営で構成。

戦略2 『花と緑にあふれる環境先進都市』

豊 共 存 な す る 自 然 都 環 境 と 暮 ら し	<p>花・緑・農・水をいかした魅力と活力あふれるまちの実現 市民・企業等の様々な主体が連携し、安らぎや交流を生み出す場づくりや魅力ある空間づくり、公民連携による公園の活用など、花・緑・農・水を活用した幅広い取組を展開する「ガーデンシティ横浜」を推進するとともに、国際園芸博覧会の招致につなげ、まちの活性化や賑わいの創出を図ります。</p> <p>水・緑環境の保全・創出 かけがえのない自然環境を次世代につなぐため、緑の10大拠点などの樹林地や農地等の保全、地域の特性をいかした緑の創出、水と親しめる水辺環境の創出、身近に農とふれあえる場の創出、生物多様性の保全や豊かな海づくりなどを進めます。</p> <p>グリーンインフラが有する多様な機能の活用検討・実践 良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラ^{*1}の活用の検討を進め、魅力あふれる都市環境の充実と豊かな暮らしの創出につなげます。</p>
---	--

政策9 花・緑・農・水が街や暮らしとつながるガーデンシティ横浜の推進

◆主な施策(事業)

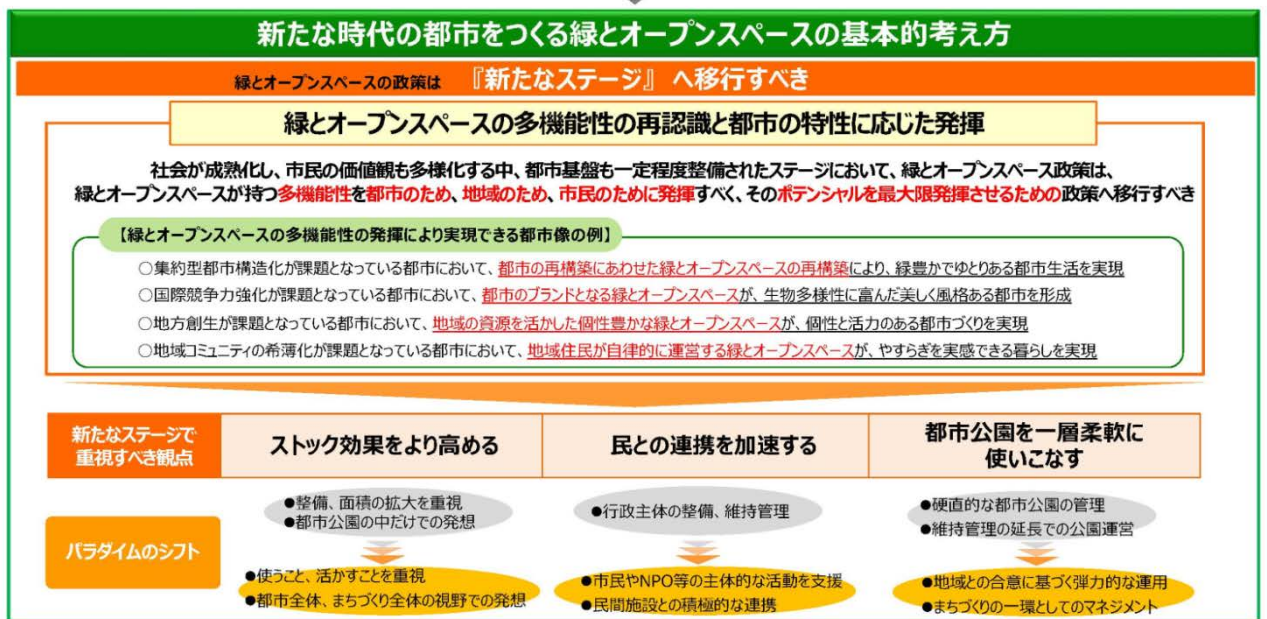
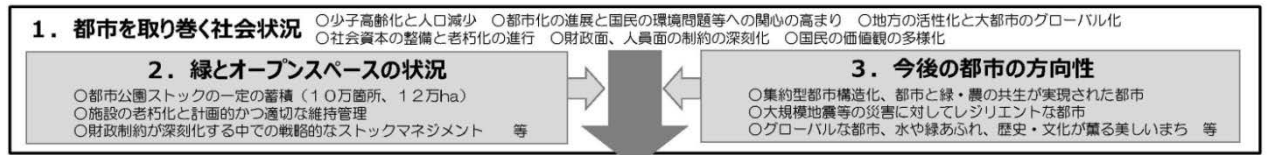
1	【新規】ガーデンネックレス横浜の推進	所管	環境創造局、区
ガーデンシティ横浜のリーディングプロジェクトである「ガーデンネックレス横浜」により、都心臨海部の公園緑地や郊外部の里山ガーデンを中心に花と緑による魅力創出等の取組を進めるとともに、各区での花や緑に親しむ活動支援、全市的な広報、プロモーションの展開を図ります。			
想定 事業量	花と緑によるまちの魅力創出と賑わいづくり 2地区/年 【直近の現状値】29年度：－	計画上の 見込額	9億円
4	魅力ある公園の新設・再整備、<u>公民連携の推進</u>	所管	環境創造局
地域のニーズを反映しながら、老朽化した公園の再整備の計画的な実施や、公園が不足している地域への新たな公園整備を推進します。また、 <u>公園での公民連携による魅力と賑わいの創出を進めます。</u>			
想定 事業量	新設・再整備の公園数 240か所(4か年) 【直近の現状値】26~29年度：241か所	計画上の 見込額	315億円
5	大規模な土地利用転換の機会を活用した公園の整備	所管	環境創造局、政策局
大規模な土地利用転換や、米軍施設跡地等の返還の機会を活用し、鶴見花月園公園などの整備や、旧深谷通信所、国際園芸博覧会の招致を見据えた旧上瀬谷通信施設などでは公園整備の検討等を進めます。			
想定 事業量	①大規模土地利用転換による公園の整備推進：2か所 ②米軍施設跡地の公園の事業推進：3か所 【直近の現状値】29年度：①整備推進 ②事業推進	計画上の 見込額	108億円

4 国における公園行政の変化

平成 26 年 11 月、国土交通省において「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」が設置され、これからのまちづくりに対応した緑とオープンスペースのあり方、都市公園等を活用したまちの活力創出の方向性等の検討が行われ、平成 28 年 5 月に最終報告書が公表された。

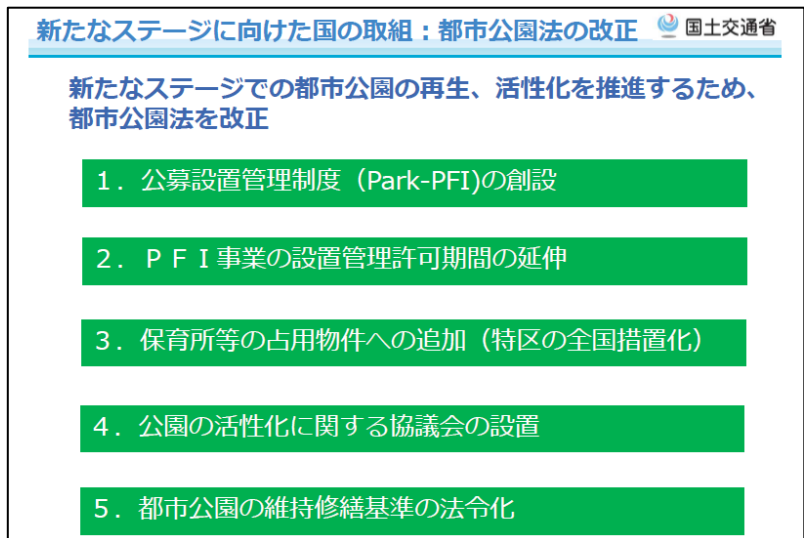
最終報告書では、「社会情勢の変化等に対応するため、公園緑地行政は新たなステージに移行すべき」との認識が示された。

新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終報告書 概要



(出典：国土交通省)

本最終報告書を踏まえた都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）の成立により、都市公園法は大きく改正され、民間のノウハウや投資を積極的に引き出すための幅広い施策が盛り込まれた。



都市公園法改正のポイント

(出典：国土交通省)

●都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）

背景・必要性

- ◆まちづくりに当たって、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースは多面的な機能を発揮
 - － 景観（潤い）、環境（雨水貯留、生物多様性）、防災（延焼防止、避難）、体験・学習・交流、にぎわい
- ◆緑豊かなまちづくりに向けては、以下のような課題が顕在化
 - ✓ 量的課題
 - － 一人当たり公園面積が少ない地域が存在
 - － これまで宅地化を前提としてきた都市農地は、減少傾向
 - ✓ 質的課題
 - － 公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下、公園空間の有効活用の要請等
- ⇒ 一方、使い道が失われた空き地が増加
- ◆地方公共団体は、財政面、人材面の制約等から新規整備や適切な施設更新等に限界
 - …「経済財政運営と改革の基本方針2016」、「日本再興戦略2016」（閣議決定）において都市農地の確保、保育所の公園占用特例の一般化等を措置するよう位置付け

概要

都市公園の再生・活性化 【都市公園法等】	緑地・広場の創出 【都市緑地法】	都市農地の保全・活用 【生産緑地法、都市計画法、建築基準法】
<p>○都市公園で保育所等の設置を可能に（国家戦略特区特例の一般措置化）</p> <p>○民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> －収益施設（カフェ、レストラン等）の設置管理者を民間事業者から公募選定 －設置管理許可期間の延伸（10年→20年）、建蔽率の緩和等 －民間事業者が広場整備等の公園リニューアルを併せて実施 <p>〔（予算）広場等の整備に対する資金貸付け 【都市開発資金の貸付けに関する法律】 （予算）広場等の整備に対する補助〕</p>  <p>○公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸（10年→30年）</p> <p>○公園の活性化に関する協議会の設置</p>	<p>○民間による市民緑地の整備を促す制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> －市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定 <p>〔（税）固定資産税等の軽減 （予算）施設整備等に対する補助〕</p> <p>○緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> －緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加  <p>▶市民緑地（イメージ）</p>	<p>○生産緑地地区の一律500㎡の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に（300㎡を下限）</p> <p>〔（税）現行の税制特例を適用〕</p> <p>○生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に</p>  <p>▶市街地に残る小規模な農地での収穫体験の様子</p> <p>○新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設（地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制）</p>
<p>地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実</p>		
<p>○市区町村が策定する「緑の基本計画」（緑のマスタープラン）の記載事項を拡充 【都市緑地法】</p> <p>－都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み</p>		

【目標・効果】

民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現

（KPI）民間活力による公園のリニューアル 約100件（2017～2021 [2017:5件 ↗ 2021:40件]）

民間主体による市民緑地の整備 約 70件（2017～2021 [2017:5件 ↗ 2021:25件]）

※地方公共団体等への意向把握をもとに推計

（出典：国土交通省）

これまでの代表的な公民連携の事例

1 公園愛護会

(1) 制度趣旨

地域の皆様の「庭」であり、市民の共有の財産である身近な公園の管理は、公園を設置している横浜市だけでなく、地域の皆様の積極的なご協力が必要です。このため、公園の清掃・除草等の日常的な管理について、地域の皆様を中心にボランティアの団体を結成し、ご協力いただいています。これが「公園愛護会」です。全国に先駆けて昭和 36 年にスタートしました。

(2) 活動内容

公園の清掃・除草や、花木への水やり、公園利用者へのマナーの呼びかけなどを行っています。中には、公園の特徴を活かして、花壇を作って地域の皆様の目を楽しませたり、樹林地の保全に取り組んでいる公園愛護会もあります。

(3) 結成数

市内全域の街区公園など約 2,300 公園に 2,450 団体（平成 30 年 3 月 31 日時点）

(4) 支援

公園愛護会には、愛護会費のほか、物品の提供や活動に必要なノウハウの提供を行うなどの支援を実施しています。

① 技術支援

花壇づくりや刈払機の講習などを支援します。

② 物品支援

活動に必要な道具や活動を PR する看板などを提供します。

③ 愛護会費

活動面積に応じて愛護会費をお支払いします。

（例：3,000 m²まで：年間 2 万円）

④ 活動のコーディネート

技術支援などの実施の調整や新たな活動のための相談に応じます。



2 指定管理者制度

(1) 制度趣旨

指定管理者制度は多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、平成 15 年 6 月の地方自治法改正により創設されたものです。

この制度が導入されたことにより、これまで公共的な団体等に限定されていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体にも委ねることができるようになりました。

公園についても、平成 16 年 7 月より指定管理者制度を導入しています。

(2) 導入数

92 公園、101 施設（平成 30 年 3 月 31 日時点）

(3) 管理運営施設の例

- ・スポーツ施設（野球場、庭球場、プールほか）
- ・文化体験施設（古民家）
- ・自然体験施設
- ・分区園
- ・動物園

(4) 利便性向上の事例

- ・小学校との協働による公園内の樹木を利活用したイベントの実施
- ・各種スポーツ教室の実施
- ・ホームページ開設による情報発信
- ・飼い犬のマナー教室
- ・公園マップの作成
- ・開園時間の延長（球技場ほか）

3 設置・管理の許可

(1) 制度趣旨

公園管理者以外の第三者に許可を与えて、公園施設の管理を任せる制度であり、都市公園法に規定されています。

「管理許可」は、公園管理者が整備を行った公園施設の管理を第三者に許可するものです。

「設置許可」は、公園施設の設置及び管理を第三者に許可するものです。

(2) 許可事例1（山下公園レストハウス管理運営事業）

① 事業内容

歴史ある臨海公園として横浜市内外から多くの利用者が訪れる横浜屈指の観光名所である山下公園のレストハウスについて、「管理許可」制度を活用して民間事業者が管理運営を委ね、利用者サービスの向上を図るものです。

管理運営を行う法人は、事業提案により公募しています。

② 公募関係

- ・対象施設：レストハウス（444.55㎡、RC造一部鉄骨造平屋建て）
※レストハウス周辺園地も管理運営の対象に含む。
- ・施設用途：売店を備えた休憩所及びトイレ
※売店・休憩所内のサービス内容、レイアウト、内装等は事業者の提案による
※トイレは、管理等仕様書を満たす管理
※レストハウス周辺園地は、清掃等の日常的な管理のほか、テーブルや椅子の設置、ワゴン販売等を提案することも可
- ・許可期間：改装終了後10年間（改装中は占用許可）
- ・使用料：レストハウス内：4,040円/月/㎡（営業区域のみ。ほかは減免）
屋外（周辺園地）：472円/月/㎡

③ 事業者選定

平成18年度公募：株式会社ローソン（子育て支援活動等の提案あり）

平成28年度公募：株式会社ローソン（子育て支援活動等の提案あり。内装は一部改装）



(3) 許可事例2 (アメリカ山公園管理運営事業)

① 事業内容

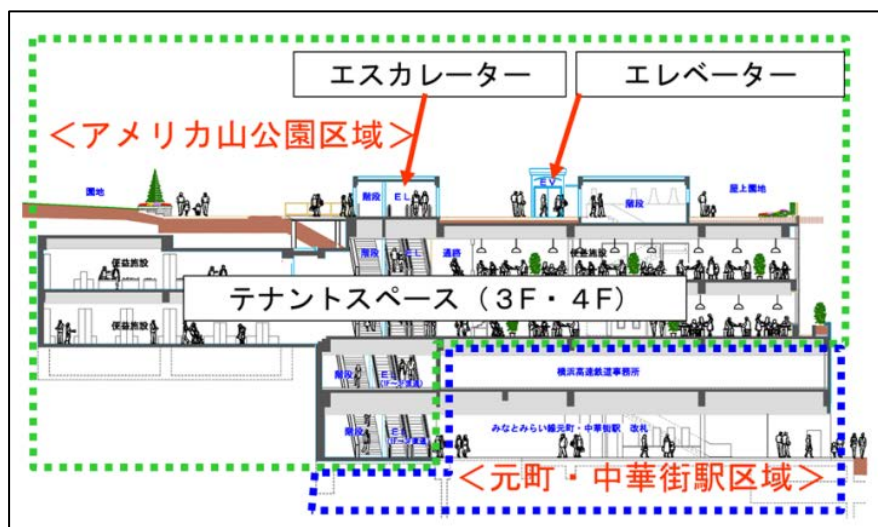
平成16年の都市公園法改正により創設された「立体都市公園制度」を全国で初めて適用し、「元町・中華街駅」を増改築し、隣接するアメリカ山敷地と一体的に「アメリカ山公園」として整備したものです。駅舎増改築部分について、民間事業者の優れたノウハウを活用し、観光スポットとしての魅力アップや、地域の活性化や利便性の向上を図るため、「管理許可」による管理運営事業者を公募しました。

② 公募関係

- ・対象施設：駅舎増改築部分（3階貸室及び4階貸室：計1,704㎡）
- ・管理運営：貸室（便益施設）のテナント募集・連絡調整等、統括的な管理運営
共用部及び園地の管理
- ・許可期間：10年間
- ・使用料：貸室部分を対象。ただし、共用部及び園地の管理費相当を減免

③ 事業者選定

平成20年度公募：アメリカ山公園パートナーズ（代表企業：西武造園株式会社）
貸室テナント：認可保育所、結婚式場



アメリカ山公園 断面図

(4) その他の施設設置事例

① こどもログハウス （設置公園：全 18 区 1 公園ずつ）

- ・ 異なる年齢の子供が交流し、地域で子供を守り育てる場として、平成 3 年から市内 18 区の公園に 1 館ずつ設置されました。
- ・ 整備後は、青少年施設を所管する市民局（当時）が管理許可を受けた上で、地元組織が管理運営を行いました。（現在は指定管理者制度を導入）



全 景



内 部

② 横浜スタジアム （設置公園：横浜公園）

- ・ 市民等の出資により設立された株式会社横浜スタジアム（以下「会社」という。）が、老朽化した平和球場に代わる野球場として昭和 53 年に建設し、建設後、45 年間の使用を条件に市に野球場を寄附（負担付き寄附）しました。
- ・ 平成 29 年に、会社から、増築後 40 年間の管理運営を条件に、増築部分の市への寄附の提案があり、市は寄附受納を決定し、増築工事に着手しています。



③ 緑のリサイクルプラント （設置公園：横浜動物の森公園）

- ・ 公園や街路樹の剪定枝等を土壌改良材やチップ材として資源化する施設で、平成 17 年度に稼働しました。
- ・ 整備は市が行い、民間事業者が製品販売収入等により独立採算で管理運営しています。

4 ネーミングライツ

(1) 制度趣旨

市と民間事業者等との契約により、公園等に愛称等を付与させる代わりに、その対価等を得て、施設の持続可能な運営に資する方法です。

市が得た対価は、基本的に施設の運営・管理に役立っています。

(2) 導入事例（公園のみ）

① 日産スタジアム（正式名称：横浜国際総合競技場）

- ・期間：平成 28 年 3 月 1 日～平成 33 年 2 月 28 日（5 年間）
- ・対価：年間 1 億 5,000 万円
- ・スポンサー：日産自動車株式会社
- 《更新》 平成 25 年 3 月 1 日～平成 28 年 2 月 29 日（3 年間）、年間 1 億 5,000 万円
平成 22 年 3 月 1 日～平成 25 年 2 月 28 日（3 年間）、年間 1 億 5,000 万円
平成 17 年 3 月 1 日～平成 22 年 2 月 28 日（5 年間）、年間 4 億 7,000 万円

② ニッパツ三ツ沢球技場（正式名称：三ツ沢球技場）

- ・期間：平成 28 年 3 月 1 日～平成 33 年 2 月 28 日（5 年間）
- ・対価：年間 4,000 万円
- ・スポンサー：日本発条株式会社
- 《更新》 平成 25 年 3 月 1 日～平成 28 年 2 月 29 日（3 年間）、年間 4,000 万円
平成 20 年 3 月 1 日～平成 25 年 2 月 28 日（5 年間）、年間 5,500～7,000 万円

③ 俣野公園・横浜薬大スタジアム（正式名称：俣野公園野球場）

- ・期間：平成 21 年 8 月 1 日～平成 31 年 7 月 31 日（10 年間）
- ・対価：年間 1,000 万円
- ・スポンサー：学校法人 都築第一学園 横浜薬科大学
- ※ 提案募集型（ネーミングライツを導入する施設も提案の対象）

④ ハマヤク農園（正式名称：深谷町ふれあい公園）

- ・期間：平成 28 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日（10 年間）
- ・対価：年間 360 万円
- ・スポンサー：学校法人 都築第一学園 横浜薬科大学
- ※ 提案募集型



日産スタジアム



ニッパツ三ツ沢球技場

市内の公園の活用に関する「サウンディング型市場調査」の結果

1 調査の概要

募集期間 平成28年12月22日～平成29年2月17日
事前説明会 平成29年1月18日、1月31日
調査期間 平成29年2月20日～3月24日

2 実施結果

事前説明会 98団体
対話実施 57団体 提案数80件
(業種等) 不動産、建築、飲食、小売、スポーツ、造園、広告、文化芸術、福祉、NPO、公園愛護会等

3 提案の概要

■飲食施設(レストラン・カフェ等)を整備する提案 ……14提案

観光客向けの本格的なレストラン
近隣生活者向けに日常使いのできるカフェ
多機能な飲食施設を提案したもの
・無料休憩施設を併設する
・地域コミュニティ拠点を併設する
・文化芸術系の機能を付加する(ブックカフェ、ギャラリーなど)
バーベキュー(期間営業、常設とも)
キッチンカー等移動式店舗でのサービス提供 など

■運動施設を整備する提案 ……6提案

ランニングやウォーキングの拠点施設(ランステーション等)
フットサルコートやバスケットコートなどを新たに整備する提案
既存施設(テニスコートなど)の設備水準を向上させる提案 など

■宿泊施設を整備する提案 ……5提案

主に観光客を対象とした宿泊施設を整備する提案
小規模な簡易宿泊施設を整備し、宿泊体験型サービスを提供する提案
グランピング施設やキャンプ場を整備する提案 など

■その他施設を整備する提案 ……21提案

ペット向けサービス施設やドッグランの整備
農業体験施設を整備する提案
公園内樹林地を活用した遊戯施設を整備する提案
こどもの遊びを通じた学習を行う施設の整備
既存バーベキュー施設を活用したアウトドア体験の提供 など

■イベントやプログラムを主体とする提案 ……18提案

横浜産農産物や地元商店の商品等をあつかうマルシェの開催
子育て世代の交流や地域コミュニティ形成等を目的としたイベント(野外映画鑑賞会など)の開催
自然観察やアウトドア体験などのプログラム

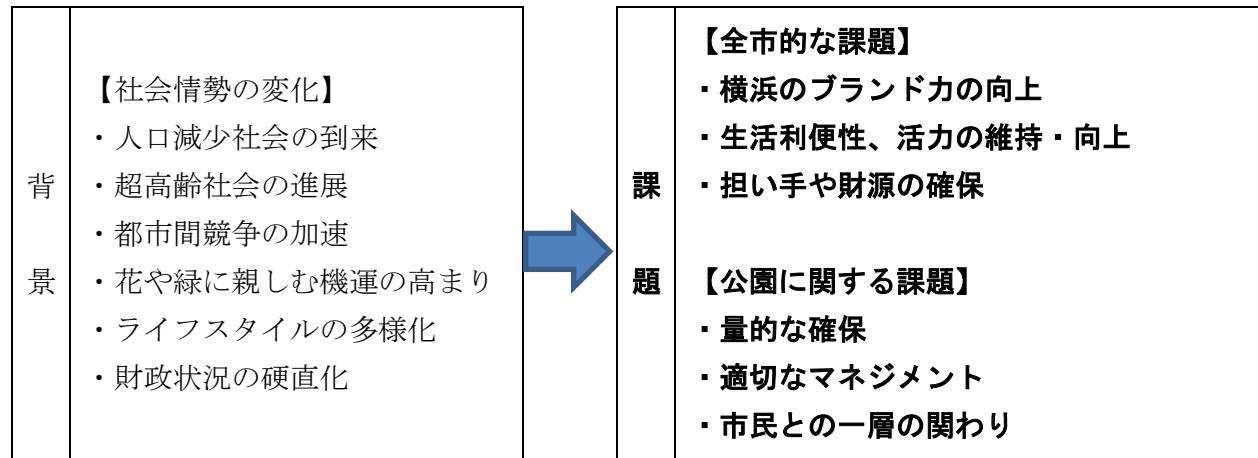
■これらの施設・プログラムを組み合わせた提案 ……2提案

カフェ、ランステーション、コミュニティ施設を複合化した施設 など

■活用を進めるための制度等に関する提案・意見 ……14提案

施設整備は、許可期間が20年程度あると投資を回収できてよい
許可期間20年は長すぎるので、10年で更新可能な制度がよい
企業の広告の掲出についても柔軟に対応してほしい
活用を進めるためには、事業者と行政の間に立って調整を行う支援者が重要 など

公民連携の目的、公民連携推進に当たっての整理事項



公園経営の基本的な方向性
(「横浜市水と緑の基本計画」から整理)

- **公園利用者の満足度向上による豊かな市民生活の実現**
・利用者の満足度を高め、豊かな市民生活の実現につなげるため、行政や指定管理者などの各管理運営主体の独自の創意工夫により**公園の特性をいかした経営を推進**します。
- **市民協働のさらなる推進** ～地域の庭となる公園の実現～
・身近な公園が地域の庭として愛され、地域活動やコミュニケーションの場となるよう、日常的な維持管理を担う公園愛護会やボランティア、地域の活動団体などの**公園で活動する市民のサポート、団体間で連携を促進するためのコーディネート**を行います。
- **多様な主体との連携による公園の活用**
・福祉や子育て・教育などの地域課題の解決につながるよう、**多様な主体との連携・協働により公園及び公園内施設の活用**を図ります。
・公園の潜在的な魅力を発掘し、効果的に活用するため、企業などの多様な主体との連携や、公園の持つ資源や特性に合った**新たな管理手法**を検討します。

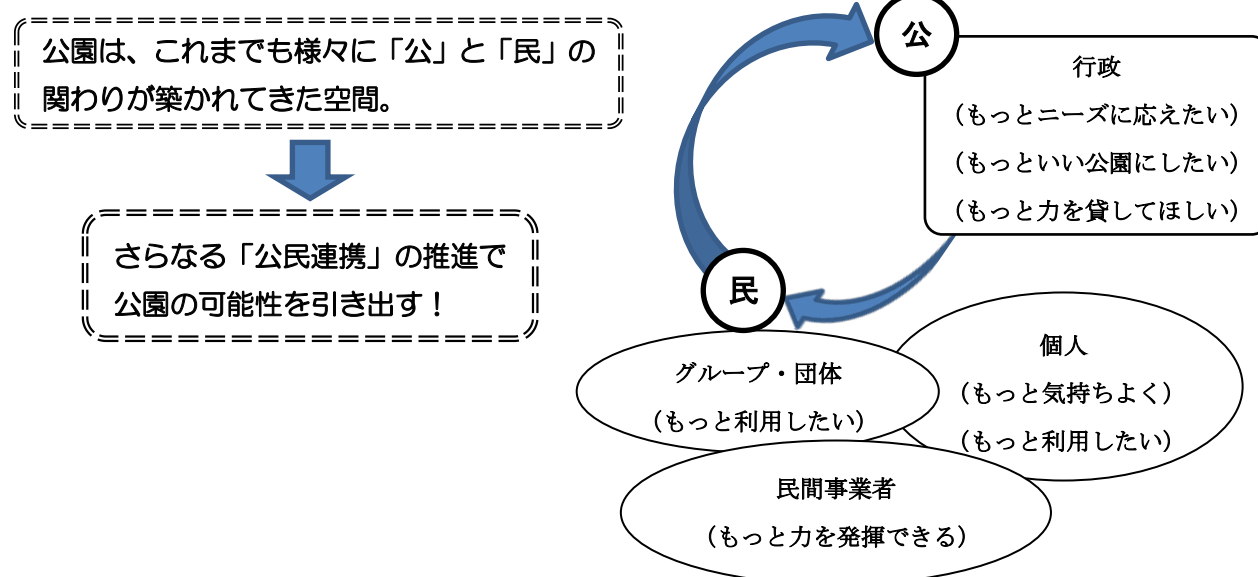
◎ 公民連携推進に当たっての整理事項（案）

- ① 基本的な理念
- ② 公園の種別、特色等による公民連携のあるべき姿
- ③ 民間活力の導入に関する新たな仕組みの整備
- ④ 様々な公民連携手法の活用のあり方
- ⑤ 市民協働を含む公民連携の推進に向けた人材育成
- ⑥ 公民連携事業のマネジメント手法の確立

基本方針策定の議論の中心

- 【議論を進める際の留意点】
- ① **横浜らしさや地域性を生かす**
例：景観と歴史、都心部と郊外部 など
 - ② **市の政策実現や地域の課題解決を担う**
例：健康づくり、コミュニティ活性化、防災対策 など
 - ③ **街のにぎわいや価値向上に貢献する**
例：文化芸術創造都市、観光（インバウンド）振興 など

◎ 公民連携の目的とは？



横浜市公園公民連携推進委員会の設置根拠

1 横浜市公園条例 関係条文（抜粋）

第34条 次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申するため、横浜市公園公民連携推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- (1) 公園の公民連携の基本事項に関すること。
- (2) 法第5条の2第2項第9号に規定する評価の基準及び法第5条の4第3項の規定による選定に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 都市公園法 関係条文（抜粋）

第五条の二 公園管理者は、飲食店、売店その他の国土交通省令で定める公園施設であつて、前条第一項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの(以下「公募対象公園施設」という。)について、公園施設の設置又は管理及び公募の実施に関する指針(以下「公募設置等指針」という。)を定めることができる。

2 公募設置等指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(一～八 省略)

九 設置等予定者(公募対象公園施設に係る前条第一項の許可の申請を行うことができる者をいう。以下同じ。)を選定するための評価の基準

(十 省略)

(3～5 省略)

6 公園管理者は、第二項第九号の評価の基準を定めようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(7 省略)

第五条の四 公園管理者は、前条第一項の規定により公募対象公園施設を設け、又は管理しようとする者から公募設置等計画が提出されたときは、当該公募設置等計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

(一～三 省略)

(2 省略)

3 公園管理者は、前項の評価に従い、都市公園の機能を損なうことなくその利用者の利便の向上を図る上で最も適切であると認められる公募設置等計画を提出した者を設置等予定者として選定するものとする。

4 公園管理者は、前項の規定により設置等予定者を選定しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(5 省略)

「公園における公民連携に関する基本方針（仮称）」策定の進め方

委員会（1回目）：現状及び課題の整理、公民連携推進に当たっての整理事項等



委員会（2回目）：基本理念、仕組み・手法等



委員会（3回目）：推進方策等、素案のとりまとめ



素案についての市民意見募集



委員会（4回目）：市民意見募集結果を踏まえた案のとりまとめ



基本方針確定